

業務規程

(養豚経営安定対策事業)

社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会

肉豚価格安定対策事業 業務規程

平成 14 年	4 月 1 日	承認
平成 14 年	7 月 4 日	変更承認
平成 16 年	1 月 13 日	変更承認
平成 16 年	7 月 20 日	変更承認
平成 19 年	7 月 10 日	変更承認
平成 20 年	8 月 26 日	変更承認
平成 21 年	8 月 10 日	変更承認
平成 22 年	8 月 17 日	変更承認

養豚経営安定対策事業業務規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務規定は、社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会定款(以下「定款」という。)に基づき、社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会(以下「協会」という。)が行う定款第4条第2号の業務(以下「業務」という。)に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

(事業の内容)

第2条 協会は、経営安定の取組として豚枝肉卸売価格の下落時に補てん金の交付をするため養豚経営安定基金(以下「養豚基金」という。)を設置し、養豚補てん金交付契約(以下「契約」という。)を締結した者(以下「契約生産者」という。)から拠出された積立金をもって養豚基金を計画的に造成するものとする。

また、協会は、独立行政法人農畜産業振興機構(以下「機構」という。)が算定する豚枝肉平均価格が生産コストに相当する価格として機構が定める価格(以下「保証基準価格」という。)を下回った場合において、養豚基金を原資として契約生産者に対し、豚枝肉平均価格と保証基準価格の差額の8割を養豚補てん金として交付するものとする。

(業務運営の基本方針)

第3条 協会は、その行う業務の重要性にかんがみ、行政庁その他の関係機関との緊密な連絡のもとに、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

(事業実施期間)

第4条 事業実施期間は、平成22年度とする。

第2章 養豚補てん金交付契約の締結に関する事項

(契約締結の相手方)

第5条 協会は、長崎県の区域内で肉豚の生産を行う者であって、当該肉豚に係る損益が帰属するものであり、次の要件のすべてを満たすものと、年度ごとに、契約を締結するものとする。

- 1 「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林水産事務次官依命通知)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約(以下「飼料基金契約」という。)の締結について、次に掲げるいずれかの要件を満たしていること

- (1) 平成21年度の飼料基金契約を締結している者が、引き続き平成22年度において飼料基金契約を締結していること
 - (2) 新たに平成22年度から飼料基金契約を締結している者であること
 - (3) 平成21年度及び平成22年度のいずれにおいても飼料基金契約を締結していない者であること
 - (4) 平成21年度において飼料基金契約をしていた者で平成22年度において契約を飼料基金締結しなかった者にあっては、配合飼料の給与を完全に中止すること。なお、この場合にあっては、配合飼料の給与を完全に中止した理由書を添付していること
- 2 耕畜連携及びエコフィードの活用等の取組に努めようすること
- 3 次に掲げる法人ではないこと
- (1) 資本の額又は出資の総額が3億円を超える、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えるもの（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人に該当するもの及び独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）の2の基準に適合するものを除く。）
 - (2) (1)に準じるものとして、(1)に掲げる法人以外の法人であって、次に掲げる法人のいずれかに該当するもの
 - ア その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものと見なされる株式についての議決権を含む。イにおいて同じ。）の2分の1以上が同一の(1)に掲げる法人の所有に属している法人
 - イ その総株主又は総出資者の議決権の3分の2以上がアに掲げる法人の所有に属している法人（アに掲げる法人を除く。）

（契約の申込み及び締結）

- 第6条 生産者からの契約の申込みは、県団体が別に定める養豚補てん金交付契約申込書により協会に対し行うものとする。
- 2 協会は、生産者から第1項による申込みを受けたときは、遅滞なく第5条に定める要件を満たしていることを確認の上、当該申込みをした者と協会が別に定める養豚補てん金交付契約書により契約を締結するものとする。

（業務対象年間途中での契約の締結）

- 第7条 協会は、業務対象年間途中での契約の締結は認めないものとする。
- ただし、第5条に定める要件を満たす者であって、新規に養豚経営に参入したものについては、この限りでない。

(事業対象肉豚)

第8条 契約に基づき事業の対象となる肉豚は、契約生産者の長崎県の区域内に所在する農場で飼養し、出荷されるものとする。

- 2 契約生産者ごとの各年度における事業対象肉豚の頭数は、当該年度の出荷見込頭数であって、原則として、平成21年度に出荷したことが確認できる肉豚の頭数に106分の100を乗じた頭数を上限とするものとする。ただし、肉豚価格差補てん事業の第8条の規定に基づく契約者であった者は、平成21年度の同事業の契約頭数に106分の100を乗じた頭数を上限として選択することができるものとする。

(補てん金対象肉豚)

第9条 養豚補てん金の交付対象となる肉豚は、第8条の事業対象肉豚であって、養豚補てん金の交付対象となる期間に販売され、第14条の生産者積立金が納付されたもの（以下「補てん金交付対象肉豚」という。）とする。

(契約の解除)

第10条 県団体は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何ら通知又は催告をすることなく契約を解除することができるものとする。

- 1 第6条第1項の養豚補てん金交付契約申込書、第12条第1項の販売確認申出書に虚偽の記載を行ったとき。
- 2 故意又は重大な過失により事業対象肉豚の全部又は一部について販売の報告を行わなかったとき。
- 3 第14条に定める期日までに契約生産者が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
- 4 第22条第1項により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- 5 その他、契約生産者が契約に定める義務に違反したとき。

(契約生産者の継承)

第11条 契約生産者が、事業実施期間の途中で肉豚生産を中止し、又は廃業する場合は、県団体が別に定めるところにより、その権利義務を他の契約生産者に継承できるものとする。

第3章 事業対象肉豚の販売の確認

(販売の確認)

第12条 契約生産者は、事業対象肉豚を販売した場合は、販売の都度、遅滞なく協会が別に定める販売確認申出書に協会が必要と認める販売を行ったことを証する書類を添えて、協会に申し出るものとする。

2 協会は、前項の規定により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉豚について、販売の事実及び販売日、事業対象肉豚であることを確認するものとする。

第4章 生産者積立金の単価及びその納付

(肉豚1頭当たりの生産者積立金の額)

第13条 肉豚1頭当たりの生産者積立金の額は、養豚補てん金の交付に要すると見込まれる金額から機構が補助する額を控除して、機構により定められた額とする。

(生産者積立金の納付)

第14条 契約生産者は、四半期ごとに、当該四半期において販売した事業対象肉豚の頭数（事業対象肉豚の頭数と前四半期までに販売した肉豚の累計頭数との差を上限とする。）に単価を乗じて得られた額（生産者積立金の一部を負担するものとしてなされるその他の者（以下「その他の補助・拠出者」という。）からの補助金又は拠出金（以下「その他積立金」という。）がある場合は、当該頭数に応じたその他積立金を控除した額）を生産者積立金として、協会が別に定める方法により、協会が別に定める期日までに、協会に納付するものとする。

(生産者積立金の相殺の禁止)

第15条 契約生産者は、県団体に納付すべき生産者積立金について、相殺をもって協会に対抗することはできない。

(生産者積立金の返戻)

第16条 生産者積立金は、第17条第4項の規定による場合を除き、契約生産者に対し、これを返戻しないものとする。

第5章 地域基金の造成及び管理運用

(地域基金の造成)

第17条 協会は、機構からの補助金、生産者積立金並びにその他積立金をもって養豚基金を設けることとし、その運用により生じた果実は当該基金に繰り入れるものとする。

- 2 協会は、養豚基金を他の勘定と区分して経理するとともに、機構からの補助金、生産者積立金及びその他積立金を区分して経理するものとする。
- 3 協会は、契約生産者に養豚補てん金を交付する場合を除き、養豚基金を取り崩してはならないものとする。
- 4 協会は、事業実施期間終了後、養豚基金に残額が生じた場合には、当該残額について、第2項の規定により区分して経理しているものを、機構、契約生産者（事業

実施期間終了前に交付契約を解除した者を除く。) 及びその他の補助・拠出者にそれぞれ返還するものとする。

5 協会は、事業実施期間中であっても、養豚基金に残額が生じることが見込まれるため機構から返還の指示があった場合には、第2項の規定により機構からの補助金として経理しているものを機構に返還するものとする。

第6章 養豚補てん金の単価及びその交付

(養豚補てん金の単価の設定)

第18条 協会は、機構が算定する豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回り、機構が養豚補てん金単価を設定した場合には、その額をもって養豚補てん金単価を設定するものとする。

2 協会は、養豚基金の全額を取り崩してもなお支払うべき養豚補てん金の額に不足が生じる場合は、機構の承認を受けて養豚補てん金を減額して設定することができるものとする。

3 協会は、養豚補てん金単価を設定した場合は、速やかに公表するものとする。

(養豚補てん金の交付)

第19条 協会は、養豚補てん金の交付の対象となる期間に販売された補てん金交付対象肉豚の頭数に、養豚補てん金単価を乗じて得た額を養豚補てん金として、契約生産者に交付するものとする。

第7章 業務に係る事務の委託に関する事項

(業務に係る事務の委託)

第20条 協会は、必要に応じ、その業務に係る事務を、協会が指定する者に、協会が別に定めるところにより、委託することができる。

- 1 契約に係る書類の受理及び送付
- 2 生産者積立金及び手数料の受領
- 3 事業対象肉豚の販売の確認の申出に係る書類の受理
- 4 第22条第1項の規定による契約生産者からの報告の徴収

第8章 雜則

(養豚補てん金の不交付又は返還)

第21条 協会は、契約生産者が次の各号の一に該当する場合には、当該契約生産者に対し、養豚補てん金の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した養豚補てん金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 1 第6条第1項の養豚補てん金交付契約申込書、第12条第1項の販売確認申出書

に虚偽の記載をしたとき。

- 2 第22条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- 3 第14条に定める期日までに契約生産者が納付すべき生産者積立金の納付がなかったとき。
- 4 契約締結後において、譲渡又は担保権の実行により、契約生産者の肥育する肉豚が、第8条に定める事業対象肉豚でなくなったとき（第12条の販売による場合は除く。）

（報告の徴収等）

第22条 協会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肉豚の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、又は調査を行うことができる。

- 2 協会は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）（以下「環境規範」という。）に基づき、原則として、業務対象年間中に1回以上、契約生産者が作成した環境規範の1の（2）の点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動の推進が図られるよう努めるものとする。
- 3 協会は、機構から、その業務の実施について報告を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

（手数料）

第23条 協会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、契約生産者に手数料を納付させることができる。

- 2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

（個人情報の管理）

第24条 県団体及び事務委託先は、業務に関して取得した契約生産者に係る個人情報については、個人情報保護法その他の法令に従い、適正に取り扱うものとする。

（細則）

第25条 会長は、この業務規程に定めるもののほか、その業務の運営に関し、必要事項について理事会の議決を経て細則を定めることができる。

附 則

この業務規定は、県知事の承認があった日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

肉豚価格安定対策事業 業務規程実施細則

(趣旨及び目的)

第1条 長崎県内における養豚経営安定対策事業を円滑に実施するために、地域肉豚生産安定基金造成事業実施要領（平成7年5月19日付け7畜A第1257号畜産局長通達、以下「実施要領」という。）養豚経営安定対策事業実施要綱（平成22年5月14日付け22農畜機第762号、以下「実施要綱」という。）社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会定款（以下「定款」という。）及び社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会の養豚経営安定対策事業業務規程（以下「業務規程」という。）第25条に基づき、実施細則を定める。

(事業実施主体、会員及び生産者との契約)

第2条 本事業は定款及び業務規程第5条に基づき、社団法人長崎県畜産物価格安定基金協会（以下「協会」という。）が実施し、協会と定款第7条から第12条に定める会員（以下「会員」という。）との間に養豚補てん金交付契約を締結し、会員と養豚経営安定対策実施要綱、定款及び業務規程を了解し、契約を締結する肉豚生産者等（以下「生産者等」という。）と養豚補てん金交付契約を締結することにより実施する。

(交付申請の添付書類)

第3条 業務規程第12条の添付書類は、対象豚の販売日、販売先、頭数、枝肉規格（枝肉を証明するもの）及び1頭当たり枝肉重量が記載してある販売を証明する書類の写し、又はこれに準じて出力した全農の実績表とする。販売を証明する書類（出荷先の印のあるもの）は対象豚と対象豚以外を区分し、販売日を記入するよう出荷先と協議すること。

附 則

この細則は平成22年4月1日から施行する